

2025年7月8日

各位

会社名 株式会社スターフライヤー

代表者 代表取締役 社長執行役員 町田 修
名

(コード番号：9206 東証スタンダード市場)

問合せ 取締役 執行役員 南 聡子

先 (TEL 093-555-4500)

(訂正)「取締役に対する譲渡制限付株式としての新株発行に関するお知らせ」の一部訂正について

2025年6月27日に公表いたしました「取締役に対する譲渡制限付き株式としての新株発行に関するお知らせ」について、記載内容の一部訂正がありますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

「取締役に対する譲渡制限付株式としての新株発行に関するお知らせ」提出後に、発行株式数及び基準株価の決定過程において不備があり、記載内容訂正の必要があることが判明したためです。

2. 訂正の箇所

訂正箇所は、「1. 発行の概要」、「2. 発行の目的及び理由」及び「3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」です。訂正箇所には下線を付して表示しています。

【訂正前】

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>3,752株</u>
(3) 発行価額	1株につき <u>2,130円</u>
(4) 発行価額の総額	<u>7,991,760円</u>
(5) 割当予想先	当社の取締役 5名 <u>3,752株</u>
(6) その他	本新株発行については、発行価額の総額が1,000万円以下となりますので、金融商品取引法による有価証券届出書及び有価証券通知書は提出しておりません。

2. 発行の目的及び理由

(略)

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各割当対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日の取締役会の決議に基づいて、取締役5名に付与される当社に対する金銭報酬債権の合計7,991,760円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,130円)、当社の普通株式合計3,752

株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,130円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

【訂正後】

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>3,686株</u>
(3) 発行価額	1株につき <u>2,170円</u>
(4) 発行価額の総額	<u>7,998,620円</u>
(5) 割当予想先	当社の取締役 5名 <u>3,686株</u>
(6) その他	本新株発行については、発行価額の総額が1,000万円以下となりますので、金融商品取引法による有価証券届出書及び有価証券通知書は提出していません。

2. 発行の目的及び理由

(略)

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各割当対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役5名に付与される当社に対する金銭報酬債権の合計7,998,620円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,170円）、当社の普通株式合計3,686株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年7月7日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,170円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上